

愛知県における 公金の債権回収の取組み

平成25年12月20日

官民競争入札等監理委員会
第6回地方公共サービス小委員会

専門委員 荒川 潤

目次

• 公金の債権回収の位置づけ	3
• 地方税	5
– 地方税の徴収率・収入未済額	6
– 民間委託による「自動車税」未納者への集中催告	8
– 「地方税滞納整理機構」における取組み	11
• 税外債権	15
– 県営住宅の家賃等徴収	16
– 医業未収金の回収	19
– 民間委託の状況〈他の債権も含め〉	24
• 今後に向けて（私見）	
27		

〈別添資料〉 **2種**

公金の債権回収の位置づけ

公金の債権回収の位置付け（行革大綱）

- **愛知県第五次行革大綱（平成22年2月～）** <別添参照>
 - No. 3: 県税収入未済額の縮減
 - 数値目標： 平成26年度までに、県が自ら徴収する税目に係る収入未済額を平成20年度に比較して15%以上縮減する。
 - No.94: 収入未済回収業務への外部委託の導入
- **行革大綱に係る重点改革プログラム（平成23年12月～）** <別添参照>
 - No.18: 税外債権の徴収強化
 - No.42: 県・市町村の連携協力による滞納整理
 - 数値目標： 平成23年度は、県全体で概ね4,000件、金額にして約40億円の滞納事案について、市町村から引継ぎを受け、県内市町村の平均徴収率18.4%（平成21年度市町村税滞納繰越分）を大きく上回る30%以上の徴収率を目指す。

地方税

地方税の徴収率・収入未済額

- 県税全体の徴収率：
 - 平成22年度：96.1%
 - 平成23年度：96.2%
 - 平成24年度：96.6%
- 県税全体の収入未済額：
 - 平成22年度：361億円
 - 個人県民税：266億円、その他県税：95億円
 - 平成23年度：331億円
 - 個人県民税：253億円、その他県税：78億円
 - 平成24年度：307億円
 - 個人県民税：234億円、その他県税：73億円

第五次行革大綱の目標達成に向けた取り組み例

(1) 納税環境の整備

- コンビニ納税の税目拡大（自動車税、個人事業税、不動産取得税、など） 他

(2) 滞納整理の強化

- インターネット公売（自動車・動産、不動産）
- 民間委託による「自動車税」の未納者への電話による集中催告（平成20年度～）

(3) 個人県民税対策

- 県と市町村税務職員の交流制度
- 「地方税滞納整理機構」による収入未済額の縮減 他

民間委託による「自動車税」未納者への集中催告①

(1) 概要

- コールセンター業務の民間委託（平成20年度～）
- 例年、8～9月の2か月間実施
- 「納付をお忘れではないですか」などと自主的納付を呼びかけ

(2) 公共調達

- 制限付き一般競争入札（価格競争）
 - ・ 資格要件（一部抜粋）： 国、地方公共団体又は日本年金機構における税、公課又は賦課金の電話催告業務を行うコールセンターの設置・運営の受託及び履行実績（平成20年4月1日以降に締結した、業務従事者24席以上、かつ催告期間が概ね2か月以上の契約を満了し履行していること）があり、…

(3) 体制

- 管理者：2名、業務従事者：24名
- 県税職員（常駐）：2～3名

民間委託による「自動車税」未納者への集中催告②

(4) 入札結果

- 委託契約額： 10,190千円（税込）<25年度契約実績>
 - 費用： 人件費、電話機賃借料等経費（リース料金、工事費用等）

(5) 業務の結果（平成25年度）

- 催告対象： 約11万件
- 電話番号判明件数（A）： 約7万件
- 架電件数（B）： 約15万件
- 交渉件数： 約3万件
- 交渉率： 約36%（対A）、約18%（対B）
- 一人当たり架電件数： 約7千件弱
- 一人当たり交渉件数： 約1,200件弱

民間委託による「自動車税」未納者への集中催告③

(6) 業務の成果

- 「納付忘れ」による滞納の早期解消
- 早期納付者の増加による、悪質滞納者などへの人的資源の集中（9月末徴収率：19年度は95.3%、25年度は96.6%、+1.3%）

(7) 成果の要因（コールセンターはなぜ有効か?）

- 大量かつ反復する納付の呼びかけを集中的に実施できること

(8) 課題

- 税法上の規定などから「呼びかけ」以上の業務ができない。
- 納付相談などのために、県職員が常駐する必要がある。
- 日本語が理解できない外国人への対応方法。

「地方税滞納整理機構」における取組み①

(1) 目的

- 市町村税の収入未済額の縮減を目指した積極的な滞納整理
- 税務職員の徴収技術の向上

(2) 組織形態

- 県と機構に参加する市町村で構成する任意組織（平成25年度は48市町村〈県内全54市町村の内〉）
- 県の税務職員は、機構に参加する市町村職員の身分を併任
- 市町村の税務職員は、県及び機構に参加する他の市町村職員の身分を併任

(3) 設置期間

- 平成23年4月1日～平成26年3月31日（3年間）
- （平成29年3月31日まで3年間延長予定）

「地方税滞納整理機構」における取組み②

(4) 業務

- 市町村税の高額・処理困難な事案について、滞納処分を前提とした納税交渉、財産調査、搜索、差押、公売等の滞納整理業務
- 徴収技術の向上を図るための実務研修業務
- 市町村からの相談への支援業務

(5) 組織体制

- 県内を6ブロックに分け、ブロックごとに機構を設立
- 各機構に、運営委員会と滞納整理班（実働機関）を設置
- 滞納整理班は、県の税務職員(2名)と市町村の税務職員(5～10名)で構成

「地方税滞納整理機構」における取組み③

(6) 徴収実績

…市町村税の滞納繰越分の県平均徴収率（18.6%）の約3倍

区分	目標	平成24年度実績	平成23年度実績
引継額	40億円	51億2,800万円	51億8,700万円
徴収率	30%	55.4%	53.3%
徴収額	12億円	28億4,000万円	27億6,500万円

(金額：千円)

税目	引継予告額等	予告効果額	当初引継額	新規発生調定減額	収入額	徴収率(%)
個人住民	2,214,764	129,037	2,085,727	-36,564	1,183,244	57.7
固定資産都市計画	3,279,105	123,455	979,323	-7,690	625,375	64.4
国保			2,137,284	-68,074	1,009,621	48.8
その他			39,043	-726	21,438	55.9
合計	5,493,869	252,492	5,241,377	-113,054	2,839,678	55.4

「地方税滞納整理機構」における取組み④

(7) 成果の要因（機構による回収はなぜ有効か?）

- － 滞納処分を前提とした納税折衝の実施
- － 換価処分（公売）を前提とした差押処分の実施
- － 毅然とした態度による適切な換価処分の実施

(8) 税目により徴収率が異なる要因

- － 固定資産税の滞納者は、少なくともその課税の起因となった資産を保有している。
- － 国保税の滞納者は、所得の少ない者、定期的な収入がない者の割合が高い。

(9) 機構の課題

- － 市町村の機構への依存度が高くなることが懸念される。
- － 経験豊富な県職員を機構に派遣する必要がある。

税 外 債 権

県営住宅の家賃等徴収

(1) 経緯・実績

- 企業倒産・リストラ・賃金カットなどが県営住宅の入居者に影響して、年々、滞納額が増加し、徴収率が低下。
- 平成23年度：
 - 徴収率： 92.12%（住宅）、96.83%（駐車場）
 - 収入未済額： 約11.2億円（住宅）、約36.0百万円（駐車場）

(2) 対応策の例

- 臨戸訪問による納付指導の徹底・強化（含、保証人対応）
- 滞納整理強調月間の設定
- 家賃徴収の専門職員を公社に配属
- 長期悪質滞納者に対する法的措置
- 「生活保護費」の住宅扶助料を市町村(一部)から直接納付
- 退去滞納者家賃回収業務の外部委託（平成22年度～）他

退去滞納者家賃等回収業務＜外部委託＞①

(1) 背景

- 県・公社は現居住者への対応で、退去滞納者への対応までなかなか手が回らない状況
- 平成22年12月から、回収業務を民間事業者に外部委託

(2) 公共調達の概要

- 入札資格： 弁護士又は弁護士法人
- 方式： プロポーザル方式（3者が提案書提出）
- 委託料： 完全成功報酬制（受託者の提案した報酬率：8.9%）
- 委託業務： 文書・電話を通じた告知、納付指導・相談、約束取付け、集金、電話番号把握、等
- 期間： 1年（同一業者に継続発注。随意契約。）

(3) 実績

- 平成23年度は、約14百万円強の回収（家賃、駐車場）。回収人数：約1,300名、回収月数：約2,000
- 報酬は、約1.3百万円。

退去滞納者家賃等回収業務＜外部委託＞②

(4) 業務の成果

- 従来は回収できなかった退去者の家賃等が恒常的に回収できている。
- 入退去者間の公平性の是正に貢献している。

(5) 成果の要因（民間による回収はなぜ有効か?）

- プロによる対応

(6) 課題

- 民間事業者の信用性を確保すること（委託当初は県への確認・苦情あり）
- 分納により完納までの回収期間が相当な期間にわたること（受託者変更の影響、など）
- 民間事業者の働きかけによっても反応しない債務者への対応

医業未収金の回収

(1) 経緯・実績

- 繰越過年度未収金が、景気動向等もあり、減少しない傾向が続いていた。（過年度未収金は、未納となっている診療費等のうち、1年以上未払いのもの）
- 平成23年度当初：約120百万円（約800件、約750名）

(2) 対応策の例

- 発生防止策の強化
 - 各種医療費補助制度・貸付制度の案内、相談体制づくりの促進などを含む。（生活が苦しい方が多いため）
- 外部委託の試行・本格導入
 - 試行導入：平成22年7月～
 - 本格導入：平成24年2月～

医業未収金回収業務委託＜外部委託＞①

(1) 背景

- 他県の事例があること（外部委託により未収金を縮減）
- 完全成功報酬制は、県にランニングコストが発生せずメリットが大きいこと
- 市場環境が整ってきたこと

(2) 公共調達の概要

- 委託対象： 当面は、過年度医業未収金
 - 試行導入： がんセンター中央病院分（80件、約25百万円）
 - 本格導入： 病院事業庁所管の全5病院分
- 入札資格： 弁護士（又は弁護士法人）、司法書士（又は司法書士法人）
- 期間： 1年（但し、随意契約により5年を目途に継続）

医業未収金回収業務委託＜外部委託＞②

(2) 公共調達の概要 ＜続き＞

- － 方式： プロポーザル方式
 - ・ 試行導入： 15者が提案書提出（弁護士：7、司法書士：8）
 - ・ 本格導入： 6者が提案書提出（弁護士：4、司法書士：2）
- － 委託料： 完全成功報酬制
 - ・ 試行導入： 受託者の提案した報酬率：35%（弁護士法人）
 - ・ 本格導入： 受託者の提案した報酬率：26.25%（弁護士法人）
- － 委託業務： 支払債務案内（電話又は文書。支払いがない事実の告知、支払わない理由の確認等）、支払方法の相談（分納相談）、集金、居所等追跡調査、等

(3) 実績（平成25年10月末）

- － 回収件数、回収率（件数・額）、報酬額
 - ・ 試行導入： 25件、31.3%、10.2%、約903千円
 - ・ 本格導入： 155件、30.1%、13.3%、約2,470千円

医業未収金回収業務委託＜外部委託＞③

(4) 業務の成果

- 職員では回収が困難となっていたものが、弁護士による働きかけを契機に支払いに応じるケースがあり、専門家のノウハウ活用の効果が現れていると考えられる。
- 文書の発送、電話・訪問での働きかけなどの労力面だけでなく、精神面でも職員の負担が軽減している。
- 職員では行えなかった生計全体を踏まえた返済計画への助言が実施できている。

(5) 成果の要因（民間による回収はなぜ有効か?）

- 豊富な専門的知識、経験
- 土曜・日曜も対応可能

医業未収金回収業務委託＜外部委託＞④

(6) 課題

- 継続的な対応が必須であり、単年度契約では成果を出しにくい。また、債務者の不安も招く。
- 分納の誓約にも関わらず、生活困窮等を理由に分納が滞ったり、少額分納となり、結果として完済までの期間が長期となることが予想される債権の委託・管理の在り方。
- 受託者にて回収不能と判断される債権のうち、状況的には理解できるが、不納欠損基準に達しない債権の委託継続の可否。

民間委託の全般的状況<他の債権も含め>①

(1) 概況

項目	契約状況	委託先	委託料 (報酬率)	委託債権 (金額：千円)	回収実績 (金額：千円)
①母子寡婦福祉資金貸付金 ②高齢者住宅整備資金貸付金 ③障害者住宅整備資金貸付金	24年10月～ プロポーザル	弁護士	完全成功報酬制 報酬率:17.8%	①22,956 (59人) ②24,373 (16人) ③10,611 (8人)	①1,261 ② 250 ③ 868 25年10月末
近代化事業貸付金 (高度化事業貸付金)	24年5月～25 年3月 随契	サービス 企業	基本料+成功報酬 報酬率:20%	金額非掲載 (対象先1件)	同左
愛知県高等学校奨 学金	24年11月～ プロポーザル	サービス 企業	完全成功報酬制 報酬率:21.0%	71,651 (424人)	11,024 (延べ524 人) 25年11月末
	25年6月～ プロポーザル	サービス 企業	完全成功報酬制 報酬率:21.0%	46,359 (406人)	5,625 (延べ215 人) 25年11月末

民間委託の全般的状況＜他の債権も含め＞②

(1) 概況（続き）

項目	契約状況	委託先	委託料 (報酬率)	委託債権 (金額：千円)	回収実績 (金額：千円)
県営住宅退去者滞 納家賃等回収業務	22年12月～ プロポーザル	弁護士	完全成功報酬制 報酬率:8.9%	564,258 (2,826件)	30,274 (延べ 2,796人) 25年10 月
	25年10月～ プロポーザル	弁護士	完全成功報酬率 報酬率:26.25%	640,793 (3,059件)	—
医業未収金回収業 務	＜試行分＞ 22年7月～ プロポーザル	弁護士法人	完全成功報酬制 報酬率:35%	25,258 (80件)	2,580 (25件) 25年10月
	＜本格導入分＞ 24年2月～ プロポーザル	弁護士法人	完全成功報酬制 報酬率:26.25%	70,795 (515件)	9,413 (155件) 24年7月

民間委託の全般的状況＜他の債権も含め＞③

(2) 業務の成果

- 未回収となっていた債権の回収の進展
- 職員の手が回らなかった債権の回収の進展
- 職員対応（短期滞納者）との役割分担が可能（特化が可能）

(3) 成果の要因（民間による回収はなぜ有効か?）

- 専門的知識、ノウハウ

(4) 課題

- 社会的な弱者に対する債権回収であり、慎重な対応が求められる中で回収を図る必要があること
- 民間事業者からの働きかけにも応じない債務者への対応
- 民間事業者の信用性を確保すること（県への確認・苦情あり）
- 債権の質と成功報酬率との関係の評価（率の妥当性）
- 民間事業者の業務範囲（実務実態上の明確な線引き）

今後に向けて（私見）

外部委託市場の形成・発展に向けて

(1) 民間事業者の信用性の確保

◆地方自治体や政府が積極的に周知・広報すること

- 該当する住民（債務者）への周知： 特定民間事業者による債権回収関連業務の実施について <書面・電話等>
- （自治体の）住民全体への周知： ①収入未済額の縮減の重要性、②民間委託による債権回収業務の実施、について <Web・広報媒体等>
- 国民全般に対する広報： 公金の債権回収における民間委託の重要性・有効性について

◆委託実務を積み重ねること

- 実務の積み重ねによる安定した成果を積み上げること
 - ・ 課題や新領域にチャレンジしつつ
- 実務の積み重ねにより、民間事業者による公金の債権回収について住民・債務者が慣れていくこと

外部委託市場の形成・発展に向けて

(2) 成功報酬率の考え方の定着

◆『相場感』の形成と共有：（自由な市場の実務を通じて）債権の種類や質に応じた「成功報酬率」の『相場感』が、ある幅をもって形成されかつ共有されること

- 市場関係者（地方自治体・弁護士・司法書士・サービサー企業など）の間で「相場感」が、実態として共有されており、公共調達や応札・提案の際には、各主体が暗黙の内にその（幅をもった）水準を思考の起点とすること
 - 思考の起点であり、着地点ではない。ここを起点に個別案件の諸要素を勘案して、各主体にとって合理的な報酬率にたどり着けばよい。
 - 報酬率は自由に決定可能であり、相場感には全く「拘束性」はない。個別の債権の質などに応じて、全く異なる率に着地しても問題ない。
 - 『相場感』の存在により、各主体が安心して行動できるようになり、市場の安定性が増して、その発展に寄与しうると考える。併せて、自治体（執行部）の説明責任の向上にも貢献しうる。

外部委託市場の形成・発展に向けて

(2) 成功報酬率の考え方の定着（続き）

- <参考> 知的所有権（特許等）のライセンスにおける「ロイヤルティ」の『相場感』が参考になる。
 - 『相場感』は、市場における自由な取引の実態を通じて形成され、関係者間で共有されている。
 - ○○産業（分野）の△△についての特許は、売上高の3～5%程度
 - ◆◆産業（分野）の■■についての特許は、売上高の1～3%程度 など
 - ロイヤルティの交渉に際しては、当事者はこの相場感を起点に自らに望ましい率を算定し、それを相手方と協議する。
 - 今回のライセンスには▲▲の状況があるため、相場感よりも高くすることが適切
 - 今回のライセンスは特に特殊高度な技術の特許ではないので相場感の水準で適切
- 民間委託の事例情報が集約されかつ蓄積されて、それを参考として新たな案件が形成されていく中で、一定の幅が自然に形成されていくことが望ましい。
 - とはいえ、当初段階の集約と蓄積には意思の力が必要

愛知県第五次行革大綱

(一部抜粋版)

～ 確かな未来へ 県行政の質の向上とさらなる協働 ～

平成 22 年 2 月

愛 知 県

(1) 健全で持続可能な行財政基盤の確立


未曾有の財政危機下での財政運営と財政健全化の推進

(健全な財政運営の推進)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22	23	24	25	26
					年度	年度	年度	年度	年度
①	自主財源の確保	未利用資産の売却等のほか、新たな財源確保策の導入・拡大など、自主財源の確保に取り組む。 数値目標 平成22年度から平成26年度までの間に計60億円以上を確保する。	全部局	毎年度	毎年度実施				
②	県税徴収率の向上	個人県民税の徴収確保対策を強化するなど、徴収率の向上に努める。	総務部	毎年度	毎年度実施				
③	県税収入未済額の縮減	市町村が徴収する個人県民税について、市町村との協力・連携の強化(滞納整理のための地域任意組織の設立と活動への支援など)により、収入未済額の縮減を図るとともに、県が自ら徴収する税目についても、引き続き収入未済額の縮減に積極的に取り組む。 数値目標 平成26年度までに、県が自ら徴収する税目に係る収入未済額を平成20年度に比較して15%以上縮減する。	総務部	毎年度 任意組織の設立 23年度から順次	毎年度実施 任意組織の設立 順次拡大				
④	使用料等の適正化	使用料、手数料、分担金・負担金について、受益者に対して、受益と負担の観点からの適正な負担を求める。	関係部局	毎年度	毎年度実施				
⑤	地方法人特別税の廃止と地方税への還元	本来地方税である地方法人特別税の廃止と法人事業税への復元を国に対して要請していく。	総務部	毎年度	毎年度実施				
⑥	地方交付税など地方一般財源の充実・確保	本県の税収、行政需要の実態を反映した地方財政措置の確保を国に対して要請していく。	総務部	毎年度	毎年度実施				

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22	23	24	25	26
					年度	年度	年度	年度	年度
93	節約努力による不用額を後年度の財源として活用できる手法の拡充	各部局の節約努力による不用額の一定割合を翌々年度事業の財源の一部として活用できる手法について、その割合を引き上げ、各部局における効率的な予算執行に向けた取組を一層推進する。	総務部	22年度	実施				
94	収入未済回収事務への外部委託の導入	全庁的に収入未済が解消されない状況にあることから、一部業務の外部委託による積極的な回収策を検討し、順次導入を図る。 ・県営住宅における退去者滞納家賃の回収業務の外部委託導入 ・県立病院における医業未収金の回収業務の外部委託導入 ・その他の未収金等については、民間事業者による委託の実績について検証した上で、導入効果が見込まれるものから順次実施	関係部局	22年度以降	外部委託導入 県立病院医業未収金 県営住宅退去者滞納家賃				

行革大綱に係る
重点改革プログラム (一部抜粋版)



平成23年12月
愛知県

(2) 第五次行革大綱に基づく取組の進展と策定後の変化

- ◆平成22年2月に策定した愛知県第五次行革大綱では、平成22年度から26年度までの5年間を計画期間として、163の個別取組事項を位置づけています。
- ◆県は、持続可能で質の高い行財政体制の構築をめざすとともに、多様な主体の力を引き出す行政運営を一層推進するという大綱の方向性に沿って、毎年度、徹底した事務事業の見直しに取り組むなど、着実に取組を進めてきました。
- ◆一方、第五次行革大綱の策定後には、東日本大震災による被害、企業の想定レートをはるかに超える円高など、わが国の社会経済、ひいては本県の行財政を取り巻く環境に大きな影響を及ぼすできごとが生じています。

(3) 行革大綱を深掘りする必要性

- ◆我が国の社会経済を取り巻く環境が変化し、景気の先行きの不透明感などから、重苦しい閉塞感に覆われる今こそ、愛知の活力を一層喚起し、そして、かつての「日本一元気な愛知」の輝きを取り戻さなければなりません。
- ◆本県の財政状況は引き続き厳しい状況に置かれていますが、活力ある地域づくりを県がリードしていくためには、本県の行財政体制の立て直しを急がねばなりません。
- ◆このため、県は、第五次行革大綱に基づく取組を引き続き着実に進めることはもとより、この重点改革プログラムに掲げる項目について行革大綱を「深掘り」することによって、行財政改革を一層強力かつ速やかに進めていきます。

項目	18	税外債権の徴収強化	所管部局	総務部 関係部局																				
事業目的・内容	<p>県営住宅家賃、各種貸付金の償還金などの税外未収金が全庁的に解消されない状況にあり、徴収強化が必要である。</p> <p>(参考) 主な税外未収金(21年度決算、企業会計を除く1百万円以上のもの(現年度分))</p> <table border="0"> <tr> <td>・県営住宅使用料</td> <td>464,340千円</td> <td>・母子寡婦福祉資金貸付金</td> <td>18,736千円</td> </tr> <tr> <td>・高度化事業貸付金</td> <td>95,010千円</td> <td>・県立学校授業料</td> <td>4,309千円</td> </tr> <tr> <td>・児童措置費負担金</td> <td>35,732千円</td> <td>・林業振興資金貸付金</td> <td>1,818千円</td> </tr> <tr> <td>・高等学校等奨学事業貸付金</td> <td>23,754千円</td> <td>・障害者住宅整備資金貸付金</td> <td>1,600千円</td> </tr> <tr> <td>・その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(過料等 346,674千円、雑入 215,094千円、加算金 109,594千円、延滞金 17,941千円)</p>				・県営住宅使用料	464,340千円	・母子寡婦福祉資金貸付金	18,736千円	・高度化事業貸付金	95,010千円	・県立学校授業料	4,309千円	・児童措置費負担金	35,732千円	・林業振興資金貸付金	1,818千円	・高等学校等奨学事業貸付金	23,754千円	・障害者住宅整備資金貸付金	1,600千円	・その他			
	・県営住宅使用料	464,340千円	・母子寡婦福祉資金貸付金	18,736千円																				
・高度化事業貸付金	95,010千円	・県立学校授業料	4,309千円																					
・児童措置費負担金	35,732千円	・林業振興資金貸付金	1,818千円																					
・高等学校等奨学事業貸付金	23,754千円	・障害者住宅整備資金貸付金	1,600千円																					
・その他																								
平成23年度関連予算額	(県営住宅退去者滞納家賃回収業務委託 2,692千円)																							
<p>1 改革内容</p> <p>滞納債権の解消に向けて、平成24年度から各主務課において定期的に自己検査を行う。</p> <p>既に民間委託をしている県営住宅使用料以外の分野について、事業効果を検証しながら、平成25年度から民間委託の順次拡大を検討する。</p>																								
<p>2 工 程</p>																								
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度~																			
取組内容	自己検査の検討	自己検査の実施			→																			
	委託分野の検討	→	効果検証・委託拡大の検討		→																			
目標・効果	・税外未収金の削減				→																			

項目	42	県・市町村の連携協力による滞納整理	所管部局	総務部																		
事業目的・内容	個人住民税を始めとする地方税の収入未済額の縮減と市町村職員の徴収力向上を図るため、平成23年4月、地方税滞納整理機構（県内6ブロック）を設置し、県と市町村の連携のもと積極的な滞納整理を行っている。																					
	平成23年度関連予算額	-																				
<p>1 改革内容</p> <p>県と県内43市町村が協働して徴収する滞納整理機構を平成23年4月1日に県内6ブロックに設立し、それぞれの市町村において徴収が困難であった滞納案件等の引継ぎを受け、県の徴収ノウハウを活用しながら、滞納整理機構に派遣した県職員12名と滞納整理機構に派遣された市町村の職員44名が、ブロックごとに同じ執務室で積極的な滞納整理を行う。</p> <p>平成23年度は、県全体で概ね4,000件、金額にして約40億円の滞納事案について、市町村から引継ぎを受け、県内市町村の平均徴収率18.4%（平成21年度市町村税滞納繰越分）を大きく上回る30%以上の徴収率を目指す。</p> <p>平成24年度については、平成23年度の目標を達成して高い効果をあげることにより、未参加市町村（11団体）の理解を得て参加拡大等を図る。</p> <hr/> <p>2 工 程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取組内容</td> <td>設立（～25年度） 県と市町村が連携して積極的な滞納整理参加拡大の働きかけ</td> <td></td> <td>実績を検証し、26年度以降の連携のあり方について市町村と協議</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>目標・効果</td> <td>・徴収率 30%以上 ・引継額約 40 億円</td> <td colspan="2">前年の徴収実績を踏まえ、より高い徴収率を目指す。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～	取組内容	設立（～25年度） 県と市町村が連携して積極的な滞納整理参加拡大の働きかけ		実績を検証し、26年度以降の連携のあり方について市町村と協議			目標・効果	・徴収率 30%以上 ・引継額約 40 億円	前年の徴収実績を踏まえ、より高い徴収率を目指す。			
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～																	
取組内容	設立（～25年度） 県と市町村が連携して積極的な滞納整理参加拡大の働きかけ		実績を検証し、26年度以降の連携のあり方について市町村と協議																			
目標・効果	・徴収率 30%以上 ・引継額約 40 億円	前年の徴収実績を踏まえ、より高い徴収率を目指す。																				